

三浦市公共施設等総合管理計画（案）【概要版】

1 公共施設等総合管理計画の策定について

（1）背景

厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画「公共施設等総合管理計画」の策定が求められています。

（2）計画期間

平成29年度から平成58年度までの **30年間** とします。

（3）対象とする公共施設等

市で保有する庁舎、小中学校等の普通会計の建物、市立病院等の公営事業会計の施設 及び道路、橋りょう、上下水道施設などのインフラを対象とします。

2 本市の現状と課題

（1）少子高齢化の進行及び人口減少によるニーズの変化

本市の人口は、平成7年より減少が続いており、今後もこの傾向が継続することが考えられ、平成57年には **28,851人** まで減少すると推計されています。少子高齢化の進行も踏まえて公共施設のニーズが変化することが予想され、施設規模の見直しや既存公共施設の多目的での活用について検討が必要となります。

（2）公共施設等の老朽化

本市が保有する建物については次のとおりです。

普通会計建物	119,107 m ²
公営事業会計建物	40,472 m ²

普通会計建物の **約58.0%** が昭和55年以前の建物であり、公営事業会計建物と併せて老朽化対策が必要となっています。

またインフラ施設（市道、橋りょう、上下水道、漁港）については次のとおりです。

道路	382,848m
橋りょう	82 本
上水道	214,212m
下水道	58,005m
漁港	5 箇所

インフラ施設についても継続的な老朽化対策が必要となっています。

（3）公共施設等の更新需要の増大

今後40年間における公共施設等の将来の更新等費用の1年あたりの平均費用は **32.9億円** となり、既存の公共施設等を更新するには多大な歳出増加となります。

（4）公共施設等にかける財源

今後は生産年齢人口の減少に伴って市税収入の減少が見込まれます。公共施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

3 公共施設等の管理に関する基本方針

（1）まちづくりと連動した公共施設管理の推進

総合計画や各種計画と連携しながら、持続可能なまちづくりを検討します。

（2）施設保有量の最適化

全庁的な視点を持って、今後の財政状況や人口構造などに見合った適切な施設保有量の検討を行います。

（3）計画保全（予防保全）による長寿命化

今後も継続して使用する公共施設等については、『事後保全』の維持管理だけでなく、『予防保全』の考え方を取り入れ、公共施設等の長寿命化を推進します。

(4) 市民ニーズに対応した施設の活用

社会情勢や人口構造の変化による市民ニーズの多様化など、施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮した公共施設等の有効活用を行います。

(5) 民間活力を生かした取組の推進

民間企業などが有しているノウハウを積極的に活用して、サービス水準を維持しながら計画的・効率的な維持管理に努め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

4 計画期間における公共施設等の管理に関する取組方針

(1) 基本的な考え方

- ① 新たな行政需要が生まれた場合であっても、原則として既存施設の有効活用を図ることを検討します。
- ② 既存施設の更新(建替え)にあたっては、行政サービスの必要水準(質)及び総量に着目し、既存施設を活用した複合施設を検討します。
- ③ 公共施設マネジメントを一元管理する部署を設け、全庁的な観点から合理的な意思決定を行います。
- ④ 民間活力を活かした行政サービスの展開や収入増に向けた様々な取組を検討します。
- ⑤ 本方針を基に、個別具体的な実施計画となる個別施設計画を策定します。

(2) 総量縮減に向けた数値目標

将来の人口推計及び県内自治体比較から、計画期間終了時(30年後)の普通会計施設保有量を **7万㎡** まで縮減することを目標とします。